

八頭町介護職員就労奨励金 Q&A

令和8年7月23日現在

質問	回答
本奨励金は今年度限りか？	今年度限りではなく、継続実施する予定である。
申請者は個人になるのか？	個人申請となる。
令和8年度奨励金について、対象となる初任者研修の修了年度はいつか？	令和8年度奨励金の対象となる初任者研修の修了年度 ①令和7年度（令和8年度に継続勤務が1年に達した方。） ②令和6年度（令和7年度では町内介護事業所への継続勤務が1年に達せず、令和8年度に継続勤務が1年に達した方。） ※令和5年度以前の初任者研修修了者は対象外。
初任者研修修了前から町内介護事業所に勤務していた場合は対象になるか？	初任者研修修了前から町内介護事業所に勤務していた場合も対象だが、「継続勤務1年以上」の始期は初任者研修修了日となる。
初任者研修でなく実務者研修の修了者は本奨励金の対象となるか？	初任者研修の修了者は対象だが、実務者研修修了者は対象外。
町内介護事業所への継続勤務の1年以上とは、365日以上勤務実績があればよいのか？	365日以上勤務実績があればよい。（うるう年においても同じ。）
「1年以上継続して勤務していることが分かる書類」について、就業証明書(別記様式第3号)があれば、タイムカードの写し等の勤務実態が分かる書類は不要か？	就業証明書(別記様式第3号)を提出する場合、タイムカードの写し等の勤務実態が分かる書類は不要である。

別記様式第2号「個人情報の利用に係る同意書」を提出する場合、「市町村民税等に滞納がないことを証明する書類」は不要ということでしょうか？	町内在住者が、別記様式第2号「個人情報の利用に係る同意書」を提出する場合、「市町村民税等に滞納がないことを証明する書類」は基本的に不要である。 ただし、町内在住者であっても、転入後の期間が短く、町税納期未到来のため町税納付実績のない者は、転入前居住市町村の「市町村民税等に滞納がないことを証明する書類」を提出する必要がある。 また、町外居住者についても、居住市町村の「市町村民税等に滞納がないことを証明する書類」の提出が必要である。
1年以上継続して町内介護事業所に勤務した実績があれば、申請時点で町外の事業所に勤務していたとしても、本奨励金の支給対象になるか？	本奨励金は、町内における介護人材の育成および定着を図り、もって介護保険サービス等の安定供給に資することを目的としているため、町内の介護事業所に1年以上勤務した上で、申請時点においても町内の介護事業所に勤務していることが必要。申請時点で町外事業所に勤務している場合は支給対象外である。